

よくある質問Q & A

これまで、多く寄せられた質問を掲載しております。ご質問をいただく前にご確認をお願いいたします。

1 交付の対象について

Q 熱需要設備にはどのようなものが含まれますか。

A 農業、漁業への利用等、廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化のモデル構築に資するものに限ります。

Q 補助対象となる事業とは、どこまでの実施段階を指すのでしょうか。契約のみの場合は対象となるのでしょうか。

A 年度内に契約行為のみを行う場合は交付対象となりません。実際に設備及び機器の購入及び設置等を実施し、年度内に完了する必要があります。

2 応募について

Q 公募期間外でも応募書類を提出すれば受け付けていただけますか。

A 受理できません。

Q 環境省に伺い事業概要を説明したいと考えておりますが、相談には応じてもらえますか。

A 応募書類を提出いただく前に環境省の担当者が相談に応じることは可能ですが、有意義な議論を行うためにも、可能な限り応募書類を作成していただき、その資料により説明していただくようお願いいたします。

Q 複数年度にわたる事業の場合、応募はどのようにしたら良いでしょうか。

A 複数年度にわたる事業については、初年度に、年度ごとの事業の内容を明確にしたうえで、実施計画書を提出していただけます。

また年度末の事業検収及び実績報告において、当該年度の事業計画どおり事業が行われたか、来年度以降の事業に大幅な変更がないかを審査委員会等で確認させていただき、問題がなければ、次年度の交付申請書を提出していただくことになります。

なお、初年度に採択された事業であっても、次年度以降に継続案件として採択されることが約束されるわけではありませんので、そのことを踏まえて応募について検討していただくようお願いいたします。

また、次年度以降の事業の実施については、各年度の予算の成立が前提となります。

Q 二次公募に応募したいと考えているのですが、これは必ず実施されますか。

A 二次公募は、一次公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に剰余が生じた場合に限り実施することがあります。従いまして、必ず行われるものではありません。

Q 交付決定前に事業に着手しても良いですか。

A 補助対象部分は交付決定前に着工することはできません。

Q 補助事業で取得した設備に抵当権を設定し、融資を受けることはできますか。

A 補助事業で取得した設備に抵当権を設定することは、財産処分に該当し、返済の見込みなどの観点から、事前に環境大臣の承認が必要になります。